

(対大臣・副大臣・政務官)  
6月10日(火)参・法務委

入国管理局 作成  
山下雄平議員(自民)

8問 入管法第5条第1項第14号(利益公安条項)  
の規定に基づき、閣議了解などの手続を踏み、  
シー・シェパードのメンバーの入国を一律に拒  
否することはできないのか。法的に可能であれ  
ば、断固たる姿勢を示すために、政府として行  
動すべきではないか、法務大臣に問う。

### [結論]

- 入管法第5条第1項第14号は、「法務大臣に  
おいて日本国の利益又は公安を害する行為を行う  
おそれがあると認めるに足りる相当の理由がある  
者」につき、上陸を拒否することとしている。
- もとよりこの判断は、対象となる外国人の属性、  
過去の入国履歴、活動状況、今次入国に至る経緯  
等の諸事情を総合考慮して、個別の事案ごとに慎  
重になされるべきものであって、特定の組織や団  
体に所属していることのみをもって、一律に利益  
公安を害する行為を行うおそれがあると判断する  
ことは、必ずしも適当ではないと言わざるを得な

い。

○ いずれにしても、法務省としては、今後とも、本邦に上陸しようとする外国人から上陸申請があったときは、入管法に規定する上陸のための条件に適合しているかどうかを慎重に審査するために、各種情報を活用した厳格な入国審査を確実に実施していくほか、入国審査に資する情報の収集・活用能力の更なる向上を図り、水際対策を徹底していく所存であり、その中で、委員ご指摘のシー・シェパードのメンバーについても、関係機関と連携し、その活動状況や検挙事例等について、詳細を把握し、事例の累積を見極めながら、適切に対処していく所存

(参考1)

出入国管理及び難民認定法（抄）

（上陸の拒否）

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一～十三 （略）

十四 前号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足り

## る相当の理由がある者

### (参考2)

保存されている文書等により確認できる入管法第5条第1項第14号の適用事例は、昭和36年7月、日本共産党大会出席のため入国しようとする外国人の入国拒否について閣議請議がなされ、閣議了解されたことに基づき、本号を適用し、上陸を拒否した1件 [ ] のみである。

本号を適用した理由について、昭和36年7月14日の閣議了解の説明によると、日本共産党第8回大会が我が国の政策を誹謗し、国内対立を激化せんとする意図を明らかにした81か国共産党代表者会議の共同声明の方針に沿って行われること、及び多数の有力な外国共産党代表が東京において会同し、我が国の国内政治に対する干渉をなす等、我が国の利益及び公安を害するおそれがあるものと認め、これら外国共産党員の入国を拒否する措置を執ることとしたとされている。

### (参考3)

和歌山県太地町におけるシー・シェパードの活動は、平成22年8月以降、イルカ漁期に関係者を常駐させ、イルカ漁の模様を撮影し、同漁を批判するコメントとともにホームページ（ウェブサイト）に掲載するなどして活動資金の寄付を募ること等である。イルカ漁の妨害行為も行っているとされているが、平成23年9月以降は警察等の警備が強化されている中で、違法行為により有

罪になったものは

[REDACTED]

[REDACTED] である。なお、国内  
以外の妨害行為として、南極海における我が国調査捕鯨に対する  
違法な妨害行為がある。

【責任者：入国管理局 丸山審判課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】